

前橋地方裁判所委員会（第26回）議事概要

1 日時 平成26年9月18日（木）午後1時30分～午後3時30分

2 場所 前橋地方裁判所大会議室

3 出席者（委員・五十音順，敬称略）

（委員）

内山充，小川恵子，神谷保夫，佐久間達哉，鈴木克昌（説明者），高橋望，高山光明（説明者），武井和夫，田中俊之，中村京子，永野厚郎，服部潤，原道子

（説明者）

前橋地方検察庁検事北村裕介

（事務担当者）

前橋地方裁判所事務局長茂木弘子，民事首席書記官遠藤康浩，刑事首席書記官木村康弘，事務局次長小林広志，総務課長生方和紀，裁判員調整官青木登，総務課課長補佐中林宏明，総務課庶務係長小林沙恵子

4 議事

意見交換等（テーマ「裁判員裁判について」）

5 議事経過

○ 永野厚郎委員を委員長に選任

（主な意見）

結論的には異存はないが，地方裁判所委員会の趣旨から，民間の意見を取り入れるよう配慮いただきたい。

○ 高山光明委員から裁判員裁判の実施状況，裁判員の精神的負担に対する配慮等について，前橋地方検察庁の北村裕介検事から裁判員に分かりやすい審理のための取組，裁判員の精神的負担に対する配慮等について，鈴木克昌委員から群馬弁護士会の取組，事実認定と量刑の傾向等について，それぞれ説明があった。

○ 意見交換

（委員）

何度か実際に裁判員裁判を傍聴したことがあり，少し専門用語に慣れてきたという面もあるが，初めに傍聴した頃に比べ，8月に傍聴した時はとても分かりやすかった。分かりやすくするためにそれぞれの立場でいろいろな工夫をされているようであり，そのために，裁判員裁判が始まってから，同じような事件でも負担が増えたのではないかと感じたがどうか。また，裁判員裁判が始まってから量刑の幅が広がったとのことであるが，参加する裁判員の年齢構成や性別によって，同じ犯罪でも，例えば性犯罪などでは，量刑に違いが出るのではないかと思うがどうか。

（説明者）

検察官の立場からの負担に関しては，個人的には，10倍くらいに増えていると感じるが，非常に創造的な仕事なので，各人が試行錯誤し楽しい作業である。また，年齢等で量刑が変わってくるかというと，個人的には，人によって様々であり，年齢等によっては意外と変わらないという印象である。

（説明者）

弁護人の立場からの負担に関しては、裁判員裁判の当日の負担という点では、三日間程度朝から晩まで拘束されるので、他の事件を動かすことができず非常に厳しいところはある。準備の点では、裁判員に見てもらふ証拠は圧縮するが、弁護人は全部証拠を見て意見を言わないといけないため、負担がある。その他に、証拠開示をきちんと求め、出てこない証拠もきちんと見て検討する時間も必要なため、従来の弁護活動に比べ負担は重いと感じる。そういうこともあり、群馬弁護士会では、弁護士全員が裁判員裁判を担当できるようにするという方針になっている。また、裁判員の年齢等で量刑が変わるかという点については、どちらの意見もあり、個人的にはあまり変わらないのではないかと考えているが、変わることを心配して、わいせつ系の事件では若い女性を理由無し不選任にしようという考えの弁護士もいると聞いている。しかし、裁判員候補者の方が何を考えているのかは分からないので、見た目等で判断するしかないため、あまり意味がないと個人的には考えているが、裁判中に居眠りをされたりすると困るため、だらしなさそうな人は不選任にするということはあると考える。個人的にはどんな判断をしそうかということで不選任にはしないが、弁護士によって様々であると思う。

(説明者)

裁判官としての負担感については、審理で朝から晩まで拘束されるため、時間的な拘束はあるが、それ以上に達成感ややりがいがあるため、負担感は吹き飛ぶ。量刑の幅の点は、あくまで個人的な意見であるが、性犯罪について、若い女性が重い意見を言うということは特段なく、経験上、男性の方が非常に厳しい意見を言う傾向にあるという気もする。ただし、介護経験や子育て経験など、人生経験の有無が意見の深みに影響しているということはあると思う。

(委員)

三審制の下で、一審が裁判員裁判であっても上級審で判断が変わることがありうるが、その中で量刑の判断をどう考えるか。一般的に辞退にはどんな事情が考慮されているのか。土日や休日に法廷を開くことが可能なのか。

(説明者)

量刑の点に関しては、裁判員裁判は、市民感覚を十分生かしていかなければならないが、一方で、法律に従って行わなければならないし、法の下での平等という憲法の規定があるので、裁判員裁判であっても従前の刑と極端に変わるのは不公平であるという要請もある。最近出た最高裁判決は、公平の観点から、量刑の傾向を大幅に超える場合には、説得的な説明をすべきであるという指針を設けた。求刑の1.5倍の刑は法の下での平等に反するというので、あえてその判決を破ったということである。ただし、これまでの傾向では、高裁では裁判員裁判の刑を尊重してくれていて、職業裁判官であった場合に比べて高裁で量刑がおかしいといわれる例はかなり減っており、高裁も最高裁も裁判員裁判の刑を尊重していると考える。辞退の点については、審理期間や審理時期を考慮し、支障が生じる具体的な事情を聞いた上で、他に代わりがいなければ、おおむね辞退を承認している。

(説明者)

弁護人の立場から見ると、量刑の点については、基本的に裁判員裁判になってからかなり尊重されていると思うが、いくつか見逃すことのできないものについては、破棄されたりしている感じはある。弁護人からすると、もう少し積極的に判断してほしいと控訴審に

対して思うところもある。印象に残っているのが、被告人がアスペルガー症候群であり、かなり重い量刑になった理由の一つに、アスペルガー症候群は治せない、またやるのではないか、だから重く処罰する必要があるという理由で重く処罰した判決について、障害者福祉に関わっている方々から、それは社会の中で改善できるという強い批判があり、控訴審ではその部分は修正され、量刑も少し軽くなったという例がある。やはり、正されるべきものは正されなければいけないだろうと思うし、弁護士としてはもっと積極的に控訴審が関与しても良いのではないかと考えている。土日に法廷を開くという点については、弁護士はある程度土日に仕事をするのに慣れているが、おそらく裁判所は裁判所全体を動かすのにかなり大がかりな態勢が必要であろうと思うので、そう簡単にはいかないと思う。逆に、弁護士会で、平日の法律相談に来られない方に、夜間や土曜日に相談に来てもらえばもっとたくさんの方に相談に来てもらえるのではないかとということで、土曜相談というのを始めたが、思いの外あまり来ない。やはり土曜日というのは、そういうオフィシャルなことをする日ではないというイメージがかなりあるらしく、おそらく日本人はまじめなのか、相談するなら仕事を休んでも平日に行くというようなイメージを持っていて、オンとオフの切り替えというような意味で言うと、土日にやるというのはそう簡単にはいかないと感じる。特に主婦の方などは、土日はかえって来にくいのではないかとと思う。

(委員)

量刑の点については、非常に難しい問題で、それぞれ専門家によっても意見が分かれるところではあるが、実感としては控訴審もかなり裁判員裁判の結果を尊重しているという印象であるし、検察も、一般の事件であれば量刑が甘いと思うような感覚の時でも、裁判員裁判であれば控訴を思いとどまるということが比較的多くなっている。一方で、死刑と無期の差であるとか、ある程度合理的な幅の中に入っていればよいが相場を大きく超えるような、やはりこれはちょっとという部分を、どの限度で見るかというところで、いろいろな人の意見が分かれてくるのではないかとと思う。土日に開廷するというのは面白い提案ではあるが、一方で土日に開廷することになると、日本人はまじめなので、土日にフルに裁判員裁判に参加して、裁判員裁判が終わってからも休まずに仕事に行くことになると、平日に休みを与えないで土日働けということが強制できるのかと思うところもある。

(委員長)

裁判員裁判にできるだけ参加していただくように、制度や運用を周知していかなければならないと考えており、裁判官等が制度の運用についてある程度規模のある職場等に行って御説明するという出前講義の機会を模索しているところであるが、裁判所が広報をやっていくという面で御意見や御提案はあるか。

(委員)

出前講義があるんだと今初めて知った。市町村や大学では公開講座が一般的になっているので、是非周知をしていただいて、早速何かの機会に是非お願いしたい。また、裁判員裁判が減少しているのは、裁判員裁判の成果なのか、景気とも関係があるという話であるが、全国的に見ても減少しているのか。

(説明者)

全国的にも減少している。

(委員)

平成21年5月に裁判員制度が始まってから、それ以降だいたい年間20件から30件くらい裁判員裁判が起訴されていたが、去年は8件に落ち、3分の1から4分の1くらいになった。しかし、今年は、8月末時点で既に8件になっているので、去年よりは増えるだろうと思っているが、20件まではいかないと思うので、減少傾向は続いていると考える。去年特徴的であったのは、裁判員裁判の中で一番多い強盗致傷が0件であったことである。特に検察の方で、強盗致傷を起訴する基準を変えているというわけではなく、それなりのけがをした場合だけ強盗致傷として起訴するという運用を続けているが、それでも去年は0件であった。今年は何件か出てきているので、去年の激減は、強盗致傷がたまたま0件であったという意味で、8件まで減ったのは偶然の要素が多分にあるのかもしれないが、全体として減ってきている傾向は今年も続いているので、そういった傾向自体は否定できないと考える。その理由は、個人的にはまだよく分からないというところが率直な意見である。

(委員)

広報の点で、この前初めて裁判員裁判を傍聴して、非常に興味深かったので、それを学生に話したところ、行きたいという者が非常に多かったが、いつ裁判があるのかなど傍聴するまでのプロセスがよく分からないため、そういった点を周知していただきたい。また、裁判員裁判が始まって、専門家として、裁判員の方が入ってくることについてどう感じるか。

(説明者)

専門家として、裁判員の方が入ってくる点をどう考えるかについては、裁判員裁判は、やりがいがあると強く感じている。いろいろな方のいろいろな意見を聞くことができ、それがかみ合って出された判決については達成感を持っているので、裁判員裁判を高く評価している。

(委員)

専門家として、裁判員の方が入ってくる点をどう考えるかについては、裁判員として参加をしていただく一般の方々の負担が一番大きいところではあるが、裁判所、弁護士会、検察庁にも負担があり、いろんな場面で国民の協力の上で成り立っている制度であるというのが実情だと考える。負担を負った上でなおかつ理解を得ることが大事なのではないかと思う。

(委員)

専門家の中に一般の方が入ってくる点については、弁護士会は基本的に大歓迎で、そういうふうにあってほしいと思っている。もともと裁判員制度を導入する議論の中で、弁護士会はアメリカの陪審員制度みたいなものを入れようというのを基本にしていたので、基本的には一般市民の市民感覚でやっていくべきだという意見である。これは多数の意見であり公式見解もそうであるが、一部の人はそうでない人も少数ながらいる。今までどおり専門家に任せてもらえばいいのではないかという意見もあるが、やはり市民の幅広い意見を聴いていくべきであると考えます。なお、以前は裁判員裁判が終わった後に、裁判員の記者会見をまめにしていた、報道もされていたようであるが、最近あまり報道されていないが、会見を行わなくなったのか。

(説明者)

毎回やっているが、なぜか報道がされていない。

(委員)

5年経って定着して、ニュースとしての価値がだんだん低下してきたのだと考える。特別な事案であれば当然だが、記事にならないと思うと現場は足を運ばないのではないかと
いう印象は持っている。

(委員長)

そうなると、問題事例しか報道されないということになるのか。そうではなくて、制度
や運用等の現状と課題を紹介するというような企画というのはあり得ないのか。

(委員)

裁判員制度について、こういう制度でどう運営がされていて、どういう考えでどのよう
に努力してやっているのか、メディアができるだけ多くの方に知らせていくことが、裁判
員制度にとって重要であると考えるので、メディアの責任として、社に持ち帰って検討し
たい。

(事務担当者)

裁判所の広報の点については、裁判所のホームページにも掲載されているが、20人以
上の団体について、随時、見学や模擬裁判体験等の申し込みを受け付けている。内容とし
ては、空き法廷の見学や、模擬裁判、刑事裁判の傍聴などがある。また、裁判官による裁
判員制度の出前講義を行っているため、是非御利用いただきたい。

(委員長)

いただいた貴重な御意見を参考にして、今後ともよりよい裁判員制度の運用を目指して
努力していきたいと思う。

6 次回テーマ及び期日

(委員長)

次回の地裁委員会のテーマは「利用しやすい裁判所について」とし、期日は2月頃又は
5月下旬頃を予定し、具体的な日程については追って連絡することとしたい。

以 上